

優良運転者等を表彰します

(財)奈良県交通安全協会等では、今秋に優良運転者等の表彰を行います。
受賞を希望する場合は、必要書類を添えて五條警察署に申請してください。

■表彰資格

- ▽五條警察署管内に居住地を有する運転免許所持者であること。
- ▽自動車または二輪車を継続して運転している人。

■表彰の種別、要件および締め切り

- ▽奈良県交通安全協会五條支部協会長表彰【締切 8月18日(月)】
中級顕彰を受けていること。
6年以上無事故・無違反および免許停止処分を受けていないこと。
- ▽特別優良運転者表彰【締切 6月6日(金)】
「上級顕彰」を受けてから1年以上経過していること。
10年以上無事故・無違反および免許停止処分を受けていないこと。
- ▽緑十字銅章表彰【締切 6月6日(金)】
特別優良運転者表彰(ベストドライバー)を受けていること。(特別優良運転者の表彰状等証明になるものを持参してください。)
過去10年以上自己の責任による交通事故歴がないこと。
過去5年以上交通違反がないこと。
過去5年以上罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
運転経験者年数が10年以上あること。
- ▽近畿交通栄誉章【締切 6月6日(金)】
詳細については、交通安全協会五條支部協会に問い合わせてください。

■必要書類

- ▽優良運転者等の表彰申請書(五條警察署の窓口にあります。)
- ▽無事故無違反証明書(1か月以内に発行されたもの。)
(証明書の申請用紙は警察署または交番や駐在所にあります。)
- ▽運転免許証のコピー(裏表の両方)
- ▽優良運転者表彰申請の場合は上級顕彰のコピー
- ▽五條支部協会長表彰申請の場合は中級顕彰のコピー
- ▽印鑑

■受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで

■問合先 五條警察署免許係 ☎23・0110(内線416)



不法滞在・不法就労防止にご協力ください

◎深刻化する不法滞在・不法就労外国人問題！

現在、我が国には、不法滞在者(偽造パスポート等を使用して不法に入国した者や滞在期間を越えて不法に日本に残留する者など)が約17万4千人いるといわれています。

また依然として、不法滞在者がグループ化し、犯罪組織を結成するなどして凶悪犯罪を繰り返し犯すなど、不法滞在者は、犯罪の温床と指摘されています。

◎外国人雇用に当たっては在留資格の確認を！

外国人の雇用に当たっては必ず

- ▽パスポート
- ▽外国人登録証明書

等を見て在留資格を確認してください。

不法滞在の外国人や働く資格のない外国人を雇用することはできません。

これらの外国人を雇った事業主は、法律で処罰されます。

これらに関して見たり聞いたり、また、わからないこと等があれば

最寄りの交番・駐在所または、

五條警察署(☎23・0110番)までご連絡ください。